



鳥取県公報

平成 20 年 6 月 3 日 (火)
第 7 9 9 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (405) (指導管理課) 2
	出納員の権限に属する事務の一部の委任 (406) (〃) 2
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人の決定 (407) (景観まちづくり課) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (408) (治山砂防課) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (409) (東部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (410) (〃) 4
	指定居宅サービス事業者の廃止 (411) (〃) 4
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (412) (〃) 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (413) (〃) 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (414) (中部総合事務所県民局) 5
	開発行為に関する工事の完了 (415) (西部総合事務所生活環境局) 6
◇ 公 告	平成 20 年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医療指導課) 6
	調理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 7
	警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) 9
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (情報政策課) 10
	一般競争入札の実施 (情報政策課・病院局総務課) 10

告 示

鳥取県告示第 405 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

ふるさと納税に係る寄附金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県文化観光局交流推進課

課長補佐兼主幹 松島 竜伸

旅 券 係 長 中尾 弘

副 主 幹 村中 和彦

主 事 池田 圭吾

主 事 山崎 千鶴子

現 業 主 事 中本 貴子

3 委任期間

平成20年6月1日から平成21年3月31日まで

鳥取県告示第 406 号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 16 号）第 7 条第 2 項に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県国営大山山麓^{ろく}土地改良事業負担金徴収条例（平成15年鳥取県条例第5号）第2条の規定に基づく負担金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課

課長補佐 安田 到

副 主 幹 松本 直樹

主 事 長谷川律子

3 委任期間

平成20年6月2日から平成21年3月31日まで

鳥取県告示第 407 号

平成 20 年 6 月 1 日に執行した米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 35 条第 5 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

宅地所有者のうちから選挙された当選人の氏名及び住所

氏名	住 所
青木 勇	米子市末広町173
池吉 憲	米子市茶町84
岡本武士	米子市万能町172
高橋 務	米子市道笑町二丁目242
樋野朝昭	米子市上福原七丁目 8 - 7
福原則昭	米子市日野町186
船守清史	米子市加茂町二丁目166
保木本茂實	米子市東町167

鳥取県告示第 408 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

福庭地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 6 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 6 号を結んだ直線に囲まれた区域（昭和 50 年鳥取県告示第 253 号で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
倉吉市福庭字榎ノ木谷 40	1 号
倉吉市福庭字榎ノ木谷 42	2 号
倉吉市福庭字榎ノ木 654	3 号
倉吉市福庭字榎ノ木谷 36	4 号
倉吉市福庭字榎ノ木谷 38 - 4	5 号
倉吉市福庭字榎ノ木谷 41	6 号

鳥取県告示第 409 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社アドバン 取締役 谷口 信	鳥取市若葉台北 四丁目 7-1	デイサービス わかば	鳥取市若葉台北六 丁目 12-8	通所介護	平成 20 年 6 月 1 日

鳥取県告示第 410 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社アドバン 取締役 谷口 信	鳥取市若葉台北 四丁目 7-1	デイサービスわ かば	鳥取市若葉台北 六丁目 12-8	介護予防通所 介護	平成 20 年 6 月 1 日

鳥取県告示第 411 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
日本プランニング 株式会社 代表取 締役 山田 俊彦	鳥取市千代水 三丁目 75	日本プランニング有 限会社 指定訪問介 護事業所ゆうあい	鳥取市湖山町東二 丁目 159-2	訪問介護	平成 20 年 6 月 1 日

鳥取県告示第 412 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支

援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
日本プランニング 有限会社 代表取 締役 山田 俊彦	鳥取市千代水 三丁目 75	日本プランニング有限 会社 指定居宅介護支 援事業所ゆうあい	鳥取市湖山町東二丁 目 159-2	平成 20 年 6 月 1 日

鳥取県告示第 413 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
日本プランニング 有限会社 代表取 締役 山田 俊彦	鳥取市千代水 三丁目 75	日本プランニング有限 会社 指定訪問介 護事業所ゆうあい	鳥取市湖山町東 二丁目 159-2	介護予防訪 問介護	平成 20 年 6 月 1 日

鳥取県告示第 414 号

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 7 月 23 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 5 月 23 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ラドン温泉医療による健康日本推進三朝会議
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
清水 信義

- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
東伯郡三朝町大字大瀬 640-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、ラドン温泉医療の医学的エビデンスを探求し、その健全な普及を通じて、温泉医療に対する社会の理解を深め、国民の健康の推進に貢献することを目的とする。

鳥取県告示第 415 号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成 20 年 3 月 28 日 鳥取県指令第 200700208208 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字日吉津 323
石原 芳明

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、平成 20 年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
平成 20 年 8 月 8 日（金） 午前 10 時 50 分から午後 2 時 30 分まで
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の種類
一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号）附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）
- 4 試験の方法
 - (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - (2) 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）

なお、上記(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 東部総合事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所のうち、最寄りの総合事務所の福祉保健局

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部医療指導課（〒680-8570鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

平成20年6月16日（月）から同月27日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで。

なお、郵送の場合は、平成20年6月27日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者が受験を希望する場合は、受験の際にその障害の状態に応じた必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部医療指導課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成20年8月1日（金）までに鳥取県福祉保健部医療指導課から本人あてに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、平成20年9月5日（金）午前9時に東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の福祉保健局に掲示し、及び鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部医療指導課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部医療指導課（電話 0857-26-7226、ファクシミリ 0857-21-3048）

東部総合事務所福祉保健局（電話 0857-22-5691）

中部総合事務所福祉保健局（電話 0858-23-3144）

西部総合事務所福祉保健局（電話 0859-31-9316）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者（調理師法附則第 3 項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）第 4 条に規定する施設又は営業において 2 年以上調理の業務に従事したものの。

2 試験の日時

平成 20 年 9 月 5 日（金）午前 9 時 30 分から正午まで

3 試験の場所

次の試験会場のうち、受験者の希望する場所

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目 220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町 2）
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂（米子市糺町一丁目 160）

4 試験科目及び実施方法

次の科目について、それぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学
(5) 食品学 (6) 食品衛生学 (7) 調理理論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所又は鳥取県西部総合事務所の生活環境局（以下「生活環境局」という。）とする。

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 中学校（これに準ずる学校を含む。）以上の学校の卒業証明書（これに準ずる書類を含む。）又は卒業証書の写し

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外の者にあつては、調理師法施行規則附則第 3 項第 7 号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を終った者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第 4 条に規定する施設又は営業において 2 年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前 6 月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルの写真で、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成 20 年 6 月 30 日（月）から同年 7 月 11 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成 20 年 7 月 11 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100 円

(2) 納入方法

(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を平成 20 年 9 月 26 日（金）に生活環境局において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。

なお、合格者には、平成 20 年 9 月 26 日付けで通知する。

8 その他

- (1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (2) 受験の詳細についての問合せ先は、次のとおり。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目 220	(0857-26-7185)
東部総合事務所生活環境局	鳥取市立川町六丁目 176	(0857-20-3677)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町 2	(0858-23-3117)
西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目 160	(0859-31-9321)

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備業務 2 級
- 2 実施日時
平成 20 年 9 月 13 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1-1 広島県運転免許センター 2 階
- 4 受検定員
5 名程度
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
 - オ 空港に関すること。
 - カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。
 - ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成 20 年 8 月 4 日（月）から同月 8 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取情報ハイウェイの管理運営に係る業務 一式 |
| 2 | 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 | 契 約 日 | 平成 20 年 4 月 1 日 |
| 4 | 契約の相手方の名称及び
所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目 220 |
| 5 | 契 約 金 額 | 71,787,450 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をする
とその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第 10 条第 1 項第 2 号) |
| 7 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課
鳥取市東町一丁目 220 |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治
鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 病院局納入分以外

借入物品 ノート型コンピュータ 727 台

購入物品 ソフトウェア 一式

イ 病院局納入分

借入物品 ノート型コンピュータ 4 台

購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 20 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで

(4) 納入期限

平成 20 年 9 月 30 日 (火)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイの区分ごとに、借入物品等に係る 1 月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額 (以下「入札見積金額」という。)の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格 (以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 6 月 18 日 (水) 午後 5 時までに 4 の (2) の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 20 年 6 月 3 日 (火) から同年 7 月 16 日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号) 第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

(病院局納入分以外)

鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課

(病院局納入分)

鳥取県立中央病院

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課行政情報化担当

電話 0857-26-7613、7614 又は 7615

電子メールアドレス jouhou@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7824 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 20 年 6 月 3 日(火)から同月 20 日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 7 月 16 日(水)(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。)

病院局納入分以外 午後 3 時

病院局納入分 午後 3 時 30 分

鳥取県庁第 3 会議室(鳥取県庁本庁舎地下 1 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、次のいずれかの場所に平成 20 年 7 月 7 日(月)正午までに提出しなければならない。

ア 4 の(1)の場所(日曜日及び土曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までに限る。)

イ 各総合事務所県民局(日曜日及び土曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までに限る。)

ウ 県庁旅券窓口(鳥取県庁本庁舎 1 階)(日曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに限る。)

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に 12 月を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を、1 の(1)のア及びイの区分に分別して、入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条及び鳥取県病院局財務規程(平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「病院局財務規程」という。)第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で、1 の(1)のア及びイの区分ごとに、鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締

結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 12 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条及び病院局財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、病院局財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

a. Central region

727 sets of notebook-type computers to be leased

A suite of software to be purchased

b. Central region (Bureau of Hospital)

4 sets of notebook-type computers to be leased

A suite of software to be purchased

(2) 0:00 PM 7, July, 2008 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) Time-limit for submission of tenders :

a. 3:00 PM 16, July, 2008

b. 3:30 PM 16, July, 2008

(0:00 PM 16, July, 2008 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division

Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7615

E-mail : jouhou@pref.tottori.jp